

総合効率化計画認定申請書（例） （中小企業共同流通業務総合効率化事業用）

〇〇 〇〇知事 殿

宛名は適切か
※提出先が複数となること
があるため注意

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請の主体となる事業者が網羅されているか
※共同申請の場合には連名、組合の場合は組合名。

所在地 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
名称 凸凹株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 凸凹 太郎 ㊞

所在地 東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号
名称 △×株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 △× 次郎 ㊞

所在地 東京都千代田区九段北〇丁目〇番〇号
名称 Σγ株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 Σγ 三郎 ㊞

所在地 東京都千代田区内幸町〇丁目〇番〇号
名称 株式会社 ◇☆
代表者氏名 代表取締役社長 ◇☆ 四郎 ㊞

所在地 東京都千代田区永田町〇丁目〇番〇号
名称 株式会社 ㊞運輸
代表者氏名 代表取締役社長 ㊞ 五郎 ㊞

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項の規定により、下記の総合効率化計画について認定を受けたいので申請します。

施設の整備を伴う計画の場合には(1)、(2)の区分けが必要。それ以外の場合は必要なし。
任意グループであっても、組合であっても、参加する事業者※全てを記入のこと。
※組合の場合、構成組合員の列挙ではなく、組合員の中で共同事業に参加する者を記入すること

1. 総合効率化事業者の概要 (1) 流通業務を総合的かつ効率的に実施する者

参加者（協力者を含む）						
①名称	②住所	③代表者名	④資本金 番号	⑤従業員数	⑥業種（細分類）	備考
1 ①凸凹株式会社	②東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号	③代表取締役社長 凸凹 太郎	④2億8千万	⑤290名	⑥化粧品調整品製造業（1779）	本事業実施にあたり、株式会社◇☆と合併予定

2	①△×株式会社 ②東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号 ③代表取締役社長 △× 次郎	④1億5千万 ⑤500名 ⑥頭髮用化粧品製造業 (1772)	
3	①Σγ株式会社 ②東京都千代田区九段北〇丁目〇番〇号 ③代表取締役社長 Σγ 三郎	④8千万 ⑤290名 ⑥仕上用・皮膚用化粧品製造業 (1771)	
4	①株式会社◇☆ ②東京都千代田区内幸町〇丁目〇番〇号 ③代表取締役社長 ◇☆ 四郎	④2千万 ⑤100名 ⑥化粧用調整品製造業 (1779)	本事業実施にあたり、凸凹株式会社と合併予定
5	①株式会社 ㊦運輸 ②東京都千代田区永田町〇丁目〇番〇号 ③代表取締役社長 ㊦ 五郎	④5億 ⑤500名 ⑥一般貨物自動車運送業 (4411)	

(2) 特定流通業務施設を整備する者

事業者名	所在地	代表者名	資本金	従業員数
〇×物流センター株式会社	埼玉県所沢市山口〇丁目〇番〇号	〇×五郎	5億円	300人
主たる営業所の名称	所在地	連絡先		
勝どき営業所	〒000-0000 東京都中央区勝どき〇丁目〇番〇号	電話 00-0000-0000 FAX 00-0000-0000		
決算期日	3月31日			

物流効率化目標及び環境負荷低減目標(必須ではない)が明確に掲げられているか。

2. 流通業務総合効率化事業の目標

構成員である凸凹株式会社、△×株式会社、Σγ株式会社、株式会社◇☆は同業種で顧客の多くが共通しているが、現在顧客への納品はそれぞれの自社便で行っている。また、近年、顧客からの多頻度少量・指定時間納品の要求が厳しく、非効率な輸送体制となっている。

今般、凸凹株式会社が株式会社◇☆を吸収合併し、△×株式会社、Σγ株式会社と共同で物流センターを起点とした共同配送を行い、物流コストの低減を図るとともに、受注情報を起点とした効率的な物流システムを構築し、一貫管理体制を確立することにより高度な物流サービスを提供することを目標とする。

3. 流通業務総合効率化事業の内容

(1) 取扱品目

化粧品、化粧用調整品及び包装材料

(2) 一体的に行う流通業務の種類

輸送、保管、荷捌き、流通加工

流通業務の総合化が図られているか。

変更等の必要がある場合、所定の添付書類があるか。

(3) 倉庫業等の該当の有無及び許可又は登録の有無

事業の種類	該当の有無	許可又は登録の有無	変更認可等の必要の有無
倉庫業	あり	あり	あり
第一種貨物利用運送事業	なし	なし	—
第二種貨物利用運送事業	なし	なし	—
一般貨物自動車運送事業	あり	あり	あり
貨物自動車利用運送	なし	なし	—

※一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可等については、別添事業計画書に併せて申請
中（平成〇〇年〇月〇日付申請）

(4) 流通業務の処理の内容

i) 現行

現在、凸凹株式会社は自社物流で、△×株式会社、Σγ株式会社、株式会社◇☆はそれぞれA運送、B物流、C運送に委託する形でそれぞれ製品の輸送を行っている。

現行、計画といった形で、事業の遂行により何が変わるかが明確になっているか。

また、それにより流通業務の効率化及び環境負荷の低減が図られているか。

ii) 計画

凸凹株式会社、株式会社◇☆は業務効率化のため合併。存続会社である凸凹株式会社と△×株式会社、Σγ株式会社は、〇×物流センター株式会社が建設する特定流通業務施設（羽生流通センター・埼玉県羽生市）を賃借し、各々が持つ流通機能の大部分を羽生流通センターに集約する。

関連事業者が当該流通業務総合効率化事業の中でどのような役割を果たしているのかを明確になっているか。

なお、共同物流センターの運営および配送業務は〇〇運輸に委託する。

①集荷

各構成員からオンラインで配送指示情報を受け、集荷。一旦商品をセンターに集約する。

②入荷作業

納品された商品は、ICタグをスキャンし表示される入荷予定情報と入荷数量を突き合わせ、数量の精査、入荷漏れの有無を確認する。

③保管作業

物流センターに入庫した商品のうち、保管の指示がされているものについては、自動倉庫に収納する。保管時に保管エリアのロケーションを設定し、コンピューター管理を行う。

保管エリアとしては、冷蔵庫と常温庫を設け、それぞれにロケーション設定を行う。

④ピッキング作業

保管商品について温度帯別にピッキングを行う。ハンディーターミナルの指示に従い指定ロケーションから必要な商品をピッキングする。

⑤店別仕分け

通過型商品と、保管庫からピッキングした商品を方面別仕分けソーターにかける。仕分け作業後、ソーターからの商品情報と構成員からの配送指示情報を照合し、未出荷リストを出力する。

⑥出荷作業

ソーターで仕分けられた商品と手作業で仕分けた大物品の荷合わせを行い、号車別配送先リストに基づき、商品をカゴ車単位でトラックに積み込む。

⑦方面別共同配送

センターから関東圏全域の重複取引店へ共同配送を行う。

⑧流通加工

商品のリパック等の流通加工を行う。

(別紙概略図参照)

施設の整備を伴う場合には必要。それ以外の場合には必要なし

(5) 特定流通業務施設の整備を行う事業の実施スケジュール

	年	月	備考
建設スケジュール	基本設計	平成〇〇年〇〇月	

	実施設計 平成〇〇年〇〇月 土地取得 平成〇〇年〇〇月 建築確認 平成〇〇年〇〇月 請負事業者決定 平成〇〇年〇〇月 着工 平成〇〇年〇〇月 完成 平成〇〇年〇〇月	自社所有地
土地利用・建設規制に係る許認可スケジュール	都市計画法附則4項許可申請	総合効率化計画の認定がある第申請

4. 特定流通業務施設の概要

施行規則に照らして適切か。

- ・立地要件
- ・設備要件
- ・規模要件(倉庫税制適用の場合)

名 称	羽生流通センター
区 分	倉庫業の用に供する倉庫(令第2条第2号)
所有者	〇×物流センター株式会社
所在地	埼玉県羽生市本町〇丁目〇番〇号
社会資本等との位置関係	羽生インターチェンジから3.0km
床面積	荷さばき・保管施設 7000㎡
	流通加工施設 500㎡
	その他の施設 2500㎡
	合 計 10000㎡
付設する流通効率化設備等の内容	垂直型連続運搬装置、自動化保管装置、貨物保管場所管理システム、データ交換システム

※設備の仕様については別添参照

設備の詳細については、資料を別に添付してもらい確認のこと。

借入等で整備するものについては当該資金で施設内のどの部分を整備するか明記させる。

5. 認定により適用を希望する支援措置

- ①特定流通業務施設たる営業倉庫に係る税制特例
- ②倉庫業法の変更登録
- ③市街化調整区域における開発許可についての配慮

共同利用施設の場合は「共同利用計画」(誰がどのような形で利用するか)を併せて添付させ、施設が公平に利用されるかを確認する必要がある。

6. 流通業務総合効率化事業の実施時期

実施期間が概ね5年以内となっているか。

	年	月	備考
業務処理実施スケジュール	試 行	平成〇〇年〇〇月	
(試行、本格稼動)	本 格 稼 動	平成〇〇年〇〇月	

添付書類と照らし合わせうえで、事業を確実に実施するために適切なものか。

7. 流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

項 目	自己資金			補助金	公的機関からの借入れ		民間機関からの借入れ	合 計
	凸凹(株)	△×(株)	〇×物流センター(株)		〇〇県	国民生活金融公庫		
土 地	0		0	0	0	0	0	0
建 物	0		480,000	0	540,000	0	0	1,020,000
設 備	145,000	100,000	0	0	10,000	10,000	0	265,000
運転資金	25,000	25,000	0	0	0	0	50,000	100,000
計	170,000	125,000	480,000	0	550,000	10,000	50,000	1,385,000

8. 中小企業共同流通業務総合効率化事業又はそれ以外の流通業務総合効率化事業の別

中小企業共同流通業務総合効率化事業	それ以外の流通業務総合効率化事業
○	—

9. その他

(倉庫業の変更登録に係る事項)

① 変更に係る倉庫の名称及び位置

4. 特定流通業務施設の概要参照

② 変更に係る倉庫を所管する営業所の名称及び位置

埼玉営業所

〒000-0000 埼玉県羽生市本町○丁目○番○号

③ 変更しようとする事項

倉庫の新設

④ 変更予定期日

総合効率化計画の認定があり次第